

国際開発協力の仕組みと法

Legal Problems of Development Cooperation

桜井雅夫 著



三省堂

桜井 雅夫 (さくらい・まさお)

1935年東京生れ。慶應義塾大学法学部卒業。
法学博士(慶應義塾大学)。

現在、青山学院大学教授(国際政経学部・
法学部兼担)。東京都立大学法学部、上智
大学法学部各講師。専攻、国際経済法、
国際取引法、国際私法。

この間、(通産省所管)アジア経済研究所、
リオデジャネイロ・カトリック大学、国
連エカフェ事務局で調査研究。通産省各
種委員会委員のほか、外務省経済協力調
査団員、国際協力事業団派遣専門家、通
産省海外投資調査団員などで頻りに現地
実態調査を繰り返す。

主著は、本書参考文献リストに収録。



国際開発協力の仕組みと法

1985年10月15日 第1刷発行

定価 2,200 円

著 者◎ 桜井 雅 夫

発行者 株式会社 三 省 堂

代表者 上野久徳

発行所 株式会社 三 省 堂

東京都千代田区三崎町二丁目22番14号

電話 編集(03)230-9411

販売(03)230-9412

振替口座 東京 6-54300

<国際開発協力・264ページ>

Printed in Japan

落丁本・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN4-385-32036-5

まえがき

本書の目的は、發展途上国に対する「開発協力」がどういう仕組みになっているかを知り、これを法律の側面からみるとどのような問題をおさえていかなければならないかを説明することである。抽象的で粗雑な援助論を披歴する前に、まず開発協力の中味や仕組みをよく知り、それから問題を抽出・分析し、その結果に基づいて実行可能な発言をすることが必要である。

少なくとも法律の分野では、そのような前提作業は不可欠である。本書は、こうした開発協力の法律問題そのものの研究ということよりも、そのためのインフラストラクチュアを整備するという役目をもったものである。国際経済法、国際開発法、国際取引法といった分野の勉強をするときだけでなく、国際経済学、国際経営学などを勉強するときにも利用していただきたいと思う。本書の水準をみると、専門家にとってはきわめて常識的なことしか書いてなく、学生にとってはきわめて専門的なことがたくさん盛り込まれているということができる。いずれにしても勉強のためのインフラ整備は省略できないので、初めから読んでいただきたい。

本書執筆に当たっては、外務省、通商産業省、経済企画庁、大蔵省、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、国際協力事業団、アジア経済研究所、国際連合事務局、世界銀行などの皆様に大変お世話になった。もちろん、本書の内容については、すべて私が責任を負っている。

さいごに、本書執筆を粘り強く交渉され、承諾後は終始激励を与えてくださった三省堂の編集部には深

く感謝の意を表したい。

一九八五年九月

桜井雅夫

目 次

まえがき

プロローグ 1

第1章 開発協力のフレームワーク……………5

1 開発協力の範囲 6

1 用語の整理 6

2 開発協力の範囲 7

3 DAC加盟国 8

4 発展途上国の範囲 9

5 開発協力の分類 18

6 若干の留意点 24

2 開発協力の資金の出所 27

3 開発協力の法制度 31

第2章

政府開発援助（一）——贈与——

33

1 政府開発援助とは 34

2 贈与 39

1 資本協力（無償資金協力） 39

2 技術協力 62

第3章

政府開発援助（二）——開発借款——

75

1 開発借款とは 76

2 開発借款と円借款との関係 76

3 開発借款の形態 77

1 開発ニーズないし借款条件による分類 77

2 調達条件による分類 84

3 供与方式による分類 86

4 開発借款の実施手続 88

1 プロジェクト策定 88

2 準備 90

3	海外貿易開発協会の投資金融	144
2	国際協力事業団の開発投資	141
1	対象地域	142
2	対象企業	142
3	内 容	142
1	海外経済協力基金の一般案件業務	126
1	対象事業の基本的要件	126
2	投資方法	127
第4章	政府開発援助(三)——その他——	125
5	開発借款の実施に伴うリスク	123
3	審査	97
4	調達	103
5	実施	116
6	監理	121
7	評価	122

- 1 貸付け対象 144
- 2 貸付け条件 145
- 4 貸付け・出資に伴うリスク 146

第5章 その他政府資金協力

149

- 1 その他政府資金協力とは 150
- 2 公的輸出信用 151

- 1 サプライヤーズ・クレジット 151
- 2 バイヤーズ・クレジット、バンク・ローン 161
- 3 公的輸出信用に伴うリスク 167

3 直接投資金融等 168

- 1 日本輸出入銀行による海外投資金融 168
- 2 海外経済協力基金による投資金融 175
- 3 国有化 176
- 4 リファイナンス 176
- 5 直接投資金融に伴うリスク 176

第6章 民間資金協力

177

1 輸出信用供与

178

1 特殊決済方法

178

2 延払輸出の承認手続

180

3 中長期輸出信用の形態と契約上の問題

182

4 輸出信用に伴うリスク

183

2 直接投資等

183

1 直接投資と間接投資および貸付け（直接投資を除く）等

184

2 関連データの定義

187

3 直接投資等に係る契約

196

4 直接投資等に伴うリスク

196

5 直接投資

198

6 間接投資（証券投資）

208

第7章 民間非営利団体による贈与

209

1 非営利団体の範囲

210

2 計上すべき贈与の種類 211

3 贈与の目的と形態 212

第8章 国際機関を通じる協力 213

1 国際機関の範囲 214

2 日本からの出資・拠出等の方法 219

1 政府開発援助 219

2 その他政府資金協力 220

3 民間資金協力 221

3 国際機関を通じる協力 221

1 世界銀行グループによる借款 222

2 地域開発銀行による借款 223

4 国際機関を通じる協力に伴うリスク 224

エピソード 225

資料 227

参考文献／索引 卷末

ブ ロ ロ ー グ

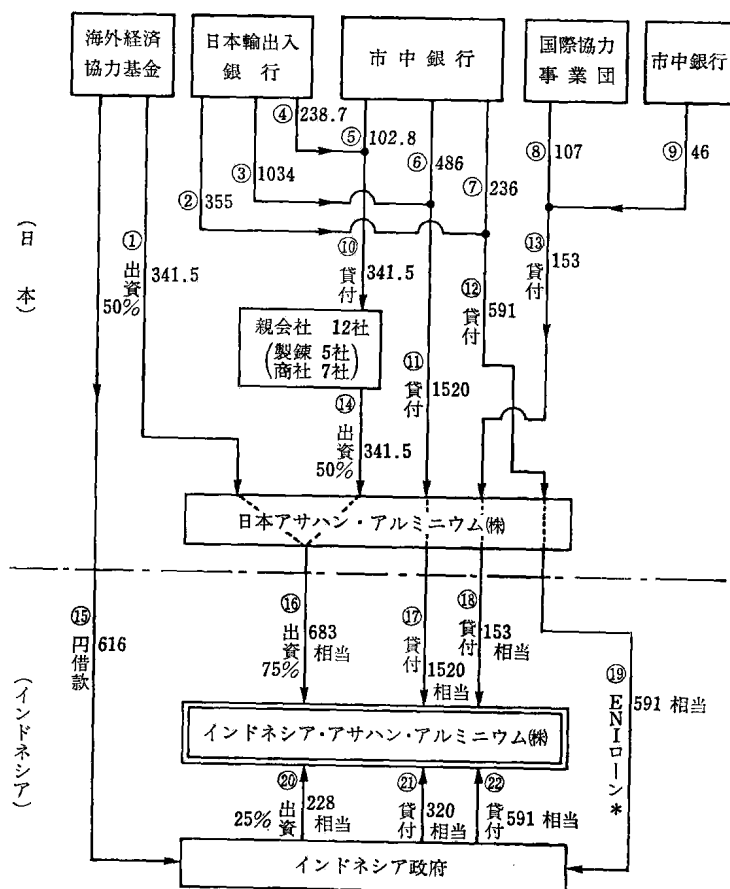
開発協力の資金調達は、まことに複雑である。例えば海外投資プロジェクトひとつをみて、資金の源泉や組み合わせはそれほど単純なものではない。

以下に、わが国の代表的なナショナル・プロジェクト（二三頁参照）のひとつであるインドネシアの「アサハン・アルミ・プロジェクト」の資金調達を示してみよう（図1）。

一九七四年一月、日本側精錬五社とインドネシア政府とがこのプロジェクトに関する基本協定に署名を行なった。翌七五年四月、この五社関係商社一二社が加わってコンソーシアムを結成し、日本政府も同年七月に閣議で海外経済協力基金による出資等についての方針を決定した。同月、このコンソーシアムが、インドネシア政府との間でマスター・アグリーメントの正式署名を行なった。この結果、七五年一月に日本側は投資法人として日本アサハン・アルミニウム（株）を設立し、さらに翌七六年一月には現地合併会社たるインドネシア・アサハン・アルミニウム（株）（P.T. Indonesia Asahan Aluminium）が設立され、同年九月着工となった。

さて、インドネシア・アサハン・アルミニウムは、インドネシア政府が二五パーセント、日本アサハン・アルミニウムが七五パーセントを出資してインドネシア会社法に基づいて設立したインドネシア法

図1 インドネシア・アサハン・アルミ・プロジェクトの
資金調達形態 (単位: 億円)



* EX-1M Nihon Asahan Indonesia Loan

出所: 日本アサハン・アルミニウム(株)資料より作成

人である。この日本アサハン・アルミニウムは、民間一二社が五〇パーセント、海外経済協力基金が五〇パーセントを出資することで設立された。このうち、一二社の出資分の原資は、日本輸出入銀行と市中銀行の貸付けである。このほかに、日本アサハン・アルミニウムに対しては、日本輸出入銀行・市中銀行の貸付けと国際協力事業団の貸付けが行なわれ、これがインドネシア・アサハン・アルミニウムに転貸された。もうひとつの対日本アサハン・アルミニウムの日本輸出入銀行・市中銀行ローンはインドネシア政府に転貸され、これがさらにインドネシア・アサハン・アルミニウムに転貸された。さらに、海外経済協力基金からインドネシア大蔵省に対して円借款が供与され、これがインドネシア・アサハン・アルミニウムに転貸された。以上で、八二年現在、インドネシア・アサハン・アルミニウムの資金は三億〇五〇八万ドル相当、プロジェクトの総資金額は四一〇億円相当であった。

さて、この資金を開発協力の見地から分類してみよう。図1のうち、①、⑧および⑮は政府開発援助(ODA)である。②、③および④はその他政府資金協力(OOF)である。⑤、⑥、⑦および⑨は民間資金協力(PF)である。転貸の⑯、⑰、⑱および⑲は、わが国外国為替管理法上の対外直接投資たる証券取得および対外直接投資たる債権取得であるが、重複計上は認められない。

右の事例ひとつでも、開発協力の統計、例えばOECD(経済協力開発機構)のDAC(開発援助委員会、七頁以下参照)の援助統計に計上される日本の資金は複雑である。まずこのことを理解していかないと、援助論議に参加することはできない。抽象論の前に事実を知るといふ基礎固めが必要である。

さて、以上のことから、いくつか重要な問題を指摘することができる。まず第一に、日本アサハン・

アルミニウムからの出資・貸付けは海外投資であるが、これを含めたインドネシア・アサハン・アルミニウムのプロジェクト全体では、わが国からの民間資金は全くわずかである。残りのすべては、一般会計予算および資金運用部資金が海外経済協力基金、日本輸出入銀行、および国際協力事業団を通じて調達されたものである。つまり、これは税金と郵便貯金等である。

第二に、「援助をGNPの一パーセントに」とか、「ODAをGNPの〇・七パーセント」といっても、海外投資を成り立たせるODA資金、OFF資金の効果を否定すれば——言い換えれば、海外投資の効果を否定すれば——そのような目標は達成されない。

第三に、かりに海外投資を開発協力として認めないで、なおかつその量と質を改善しようとすれば、日本国民が高額の税金を納付し、郵便貯金に協力し、しかもそれがODAの贈与やグラント・エレメント（三四頁参照）の高い開発借款に使用されることに文句を言わないという心構えが必要である。ところが、日本国民はこれ以上の増税は拒否したいし、条件の悪い郵便貯金もこれ以上増やしたくない。とすれば、海外投資を補填するODAやOFFの原資は増えない。

このように、援助とか海外投資などという専門用語には多少なりとも奥行きがあるものである。これらは、決して軽評論の対象になるものではない。DACのステイン統計部長が指摘するように、資金フローの把握には、高度に専門的な識別能力を求められるのである（『APIC』八五号、八五年四月）。

第

1

章

開発協力のフレームワーク

1 開発協力の範囲

1 用語の整理

「経済協力」(Economic cooperation)、『開発援助』(Development assistance)、『開発協力』(Development cooperation)、『援助』(Aid, Assistance)、『対外援助』(Foreign aid, Foreign assistance)、『対外投資』(Foreign investment)、『海外投資』(Overseas investment) などの言葉にまつわる問題がいくに多いかは、ミューダールが『貧困からの挑戦』(*The Challenge of world poverty*) のなかで痛烈に批判したことがある。とはいえ、この分野では完全または完全に近い枠組みは存在しない。

本書は次の二つの約束のもとに各章を構成することとした。

① 開発協力については、DACの定義を採用し説明する。

② LDCの範囲については、したがってDACによる区分を中心にして説明する。

このような基準を設ける理由は、これに代わるすぐれた基準が見当たらないからである。後述するように、このような基準を核にすると中央計画経済諸国 (Centrally Planned Economies, CPE) やOPEC